

# 度会町移住・定住促進事業補助金のご案内

“わたらいふ” 応援します

子育て世帯の移住・定住を促進するため、居住を目的として町内に住宅を取得し、5年以上定住される方に対し**最大100万円**の補助金を交付します。

## 交付要件～在住者～

補助内容	交付要件	金額	限度額
住宅取得支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 満50歳以下であること(夫婦の場合は双方の年齢)</li><li>・ 度会町に5年以上定住すること</li><li>・ 住宅を取得すること</li><li>・ 町上水道に新規加入すること</li><li>・ 税等に滞納が無いこと</li></ul>	30万円	30万円

## 交付要件～移住者～

補助内容	交付要件	金額	限度額
移住者支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 世帯全員が町外に3年以上居住し、令和元年10月1日以後に町に転入すること ※転入日から起算して1年を経過した方は除きます。</li><li>・ 満50歳以下であること(夫婦の場合は双方の年齢)</li><li>・ 度会町に5年以上定住すること</li><li>・ 住宅を取得すること</li><li>・ 税等に滞納が無いこと</li></ul>	30万円	100万円
住宅取得支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 町上水道に新規加入すること</li></ul>	30万円	
子育て世帯支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中学生卒業までの子どもを扶養していること</li></ul>	40万円	

※対象となる住宅は、自己の居住を目的として、玄関、台所、トイレ、風呂及び居室を有する家屋です。  
※上記以外にも交付要件があります。

## 申請期間

令和元年10月1日以後の住宅の請負契約日または売買契約日から、6か月以内の申請とします。

度会町役場 みらい安心課  
TEL: 0596-62-2423  
FAX: 0596-62-1647  
メール: mirai@town.watarai.lg.jp



詳しくは度会町ホームページから

みらい安心課までお気軽にお問い合わせください。